



平成 25 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
(コード：6669・東証JASDAQ)
問合せ先 経営戦略部長 梶原 慶枝
(TEL. 075-415-8280)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 26 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用および配当予想の修正につきましては、平成 25 年 10 月 29 日開催予定の第 20 回定時株主総会およびA種優先株主による種類株主総会において、必要な承認が得られることを条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、当社株式の投資単位の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整えることで投資家層の拡大を図ることを目的として、また、平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を踏まえ、当社普通株式 1 株を 200 株に分割するとともに、普通株式の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することといたしました。

なお、A種優先株式につきましては、株式分割を行わず、単元株式数を 1 株といたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 1 月 31 日（金）を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	(普通株式)	20,690 株
	(A種優先株式)	5,103 株
② 今回の分割により増加する株式数	(普通株式)	4,117,310 株
③ 株式分割後の発行済株式総数		4,143,103 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数		12,005,103 株

3. 日 程

① 基準日	公告日	平成 25 年 12 月 24 日（予定）
② 基準日		平成 26 年 1 月 31 日
③ 効力発生日		平成 26 年 2 月 1 日

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を 100 株、A 種優先株式の単元株式数を 1 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 2 月 1 日

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①上記の株式分割および単元株制度採用に伴い、発行可能株式総数の変更を行うとともに、単元株式数、単元未満株主の権利および単元未満株式の売渡請求に関する規定を新設します。本定款変更の効力発生日は平成 26 年 2 月 1 日とします。
- ②当社は平成 25 年 10 月 30 日より株主名簿管理人を三菱UFJ 信託銀行株式会社から三井住友信託銀行株式会社に変更いたします。これに関連し、A 種優先株主による普通株式を対価とする取得請求の受付場所の規定を変更し、株主名簿管理人およびその事務取扱場所を公告する旨の規定を削除いたします。本定款変更の効力発生日は平成 25 年 10 月 30 日とします。
- ③平成 25 年 7 月 16 日付で、株式会社大阪証券取引所の現物市場が株式会社東京証券取引所に統合されたことに伴い、上場取引所名を「大阪証券取引所」から「東京証券取引所」へ変更いたします。本定款変更の効力発生日は平成 25 年 10 月 30 日とします。
- ④その他、規定の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、65,103 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>1. 普通株式 <u>60,000 株</u></p> <p>2. A 種優先株式 5,103 株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,005,103 株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>1. 普通株式 <u>12,000,000 株</u></p> <p>2. A 種優先株式 5,103 株</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p><u>第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、普通株式につき 100 株とし、A 種優先株式につき 1 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 ③ (条文省略)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(A種優先株式) 第8条の2 1. (条文省略) 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. 普通株式を対価とする取得請求権 (条文省略) (ア) (条文省略) (イ) (条文省略) (ウ) 取得価額の修正 平成23年10月31日 (以下「修正基準日」という。)において、修正基準時価 (以下に定義される。)が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が156,300円 (ただし、下記(エ)に規定する事由が生じた場合、下記(エ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 「修正基準時価」は、修正基準日 (同日を含む。)までの直近の30連続取引日 (以下、本(ウ)において「修正基準時価算定期間」という。)の大阪証券取引所 JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。 (エ) 取得価額の調整 (a) (条文省略) (b) (条文省略) (c) (条文省略) (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所 JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。 (e) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める。 ③ (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(A種優先株式) 第12条 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 普通株式を対価とする取得請求権 (現行どおり) (ア) (現行どおり) (イ) (現行どおり) (ウ) 取得価額の修正 平成23年10月31日 (以下「修正基準日」という。)において、修正基準時価 (以下に定義される。)が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が156,300円 (ただし、下記(エ)に規定する事由が生じた場合、下記(エ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 「修正基準時価」は、修正基準日 (同日を含む。)までの直近の30連続取引日 (以下、本(ウ)において「修正基準時価算定期間」という。)の東京証券取引所 JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。 (エ) 取得価額の調整 (a) (現行どおり) (b) (現行どおり) (c) (現行どおり) (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所 JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。 (e) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(オ) 取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u></p> <p>(カ) (条文省略) (キ) (条文省略) (ク) (条文省略)</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. 普通株式を対価とする取得条項 (強制転換条項) (ア) (条文省略) (イ) 上記(ア)に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日(以下「強制取得価額算定期間」という。)の<u>大阪証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする(以下「強制取得価額」という。)。なお、強制取得価額算定期間中に上記4.(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。 (ウ) (条文省略)</p> <p>7. 金銭を対価とする取得条項 (現金取得条項) (ア) (条文省略) (イ) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日(以下「買戻し基準時価算定期間」という。)の<u>大阪証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記4.(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>8. 金銭を対価とする取得条項 (強制償還条項) 平成24年7月29日以降、当社は、ある90連続取引日の<u>大阪証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の少なくとも35日前に、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式およびその他必要な事項を書面により通知および公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。</p>	<p>(オ) 取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 <u>三井住友信託銀行株式会社</u></p> <p>(カ) (現行どおり) (キ) (現行どおり) (ク) (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. 普通株式を対価とする取得条項 (強制転換条項) (ア) (現行どおり) (イ) 上記(ア)に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日(以下「強制取得価額算定期間」という。)の<u>東京証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする(以下「強制取得価額」という。)。なお、強制取得価額算定期間中に上記4.(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。 (ウ) (現行どおり)</p> <p>7. 金銭を対価とする取得条項 (現金取得条項) (ア) (現行どおり) (イ) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日(以下「買戻し基準時価算定期間」という。)の<u>東京証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記4.(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>8. 金銭を対価とする取得条項 (強制償還条項) 平成24年7月29日以降、当社は、ある90連続取引日の<u>東京証券取引所JASDAQ市場</u>における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の少なくとも35日前に、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式およびその他必要な事項を書面により通知および公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第9条～第14条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 第10条、第11条、第12条および第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第13条1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第13条2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第15条～第36条 (条文省略)</p> <p>(A種優先株式配当金の除斥期間)</p> <p>第36条の2 第36条の規定は、A種優先株式配当金の支払いについて、準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 第14条、第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第17条1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第17条2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第19条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(A種優先株式配当金の除斥期間)</p> <p>第40条の2 第40条の規定は、A種優先株式配当金の支払いについて、準用する。</p> <p>附則</p> <p>第1条 第10条および第12条第4号、第6号乃至第8号の変更の効力発生日は平成25年10月30日とする。</p> <p>第2条 第6条の変更ならびに第7条乃至第9条の新設およびこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成26年2月1日とする。</p> <p>第3条 第1条および第2条はそれぞれ効力発生後、本条は第2条の効力発生後、これを削除する。</p>

6. 配当予想の修正

上記の株式分割の実施に伴い、平成25年9月11日に公表いたしました平成26年7月期の配当予想を株式分割の比率に応じて、以下の通り修正いたします。なお、A種優先株式の株式分割は行わないため、配当予想に修正はありません。

	年間配当金 (円)		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成25年9月11日公表)	—	2,000円	2,000円
今回修正予想	—	10円	10円
前期実績 (平成24年7月期)	—	2,000円	2,000円

(注) 今回の配当予想の修正は、株式分割による発行済株式総数の増加に伴う1株当たりの配当予想の修正であるため、平成25年9月11日に公表いたしました1株当たりの予想期末配当金2,000円に、実質的な変更はございません。

以上